

令和 6 年度運営指導概要

(介護保険事業関係)

令和 7 年 9 月

目 次

	頁
1 運営指導の実績	1
2 R 6 年度文書指摘の概況	2
3 R 6 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）	2
4 R 6 年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）	3
5 文書指摘の主な事項（年度別）	4
6 文書指摘事項の具体的内容	5
7 介護報酬の返還状況（直近 1 0 年間）	6
【参考】R 7 年度運営指導における減算・文書指摘の状況（8 月末現在）	7

1 運営指導の実績

区 分	運営指導対象数	運営指導数	実施率(%)
介護保険事業	1,443	459	31.8
施設サービス事業	112	42	37.5
居宅サービス事業 (内訳)	851	261	30.7
訪問介護	166	47	
訪問入浴介護	6	5	
訪問看護	79	27	
通所介護	198	54	
通所リハビリテーション	111	37	
短期入所生活介護	112	35	
短期入所療養介護	50	19	
特定施設入居者生活介護	36	11	
福祉用具貸与	46	13	
特定福祉用具販売	47	13	
介護予防サービス事業 (内訳)	480	156	32.5
訪問入浴介護	6	5	
訪問看護	80	27	
通所リハビリテーション	110	36	
短期入所生活介護	107	33	
短期入所療養介護	50	19	
特定施設入居者生活介護	34	10	
福祉用具貸与	46	13	
特定福祉用具販売	47	13	

運営指導対象数は、令和6年4月1日現在

2 R 6 年度文書指摘の概況

区 分	介護保険施設・事業所
運営指導施設・事業所数	459
文書指摘施設・事業所数	90
指摘率（％）	19.6
指摘件数	163

3 R 6 年度文書指摘状況（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所				
	施設サービス	居宅サービス	介護予防サービス	計	指摘率 (B / A)
運営指導対象施設・事業所数	112	851	480	1,443	
運営指導施設・事業所数 A	42	261	156	459	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	5	57	28	90	19.6%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	8	6	14	8.6
【設備に関する基準】	0	1	1	2	1.2
【運営に関する基準】	3	78	48	129	79.1
【介護給付費の算定及び取扱い】	2	14	2	18	11.1
【その他】	0	0	0	0	-
合 計	5	101	57	163	100.0

4 . R 6 年度文書指摘の主な事項（介護保険施設・事業所別）

区 分	介護保険施設・事業所				
	施 設 サービス	居 宅 サービス	介護予防 サービス	計	指摘率 (B / A)
運営指導対象施設・事業所数	112	851	480	1,443	
運営指導施設・事業所数 A	42	261	156	459	
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	5	57	28	90	19.6%
指 摘 事 項	指摘数	指摘数	指摘数	指摘数	割合
	件	件	件	件	%
【人員に関する基準】	0	8	6	14	8.6
職員の不足、必要な資格がないなど	0	8	6	14	
【設備に関する基準】	0	1	1	2	1.2
設備居室、病室などの不備	0	1	1	2	
【運営に関する基準】	3	78	48	129	79.1
内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	0	0	
サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	
利用料の受領に関する不備	0	0	0	0	
サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	1	0	0	1	
運営規程の不備	0	0	0	0	
勤務体制の確保が不十分など	0	6	5	11	
重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	
衛生管理が不十分	0	21	14	35	
個人情報取扱の不備など	0	0	0	0	
苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	
事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	
非常災害対策の不備	0	7	1	8	
その他	2	44	28	74	
【介護給付費の算定及び取扱い】	2	14	2	18	11.1
【その他】	0	0	0	0	-
合 計	5	101	57	163	100.0

5. 文書指摘の主な事項（年度別）

区 分	3 年度	4年度	5年度	6年度	前年度比 (%)
運営指導対象施設・事業所数	1,445	1,433	1,450	1,443	99.5
運営指導施設・事業所数 A	235	438	304	459	151.0
文書指摘を受けた施設・事業所数 B	14	25	31	90	290.3
指摘率（B / A）	6.0%	5.7%	10.2%	19.6%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
【人員に関する基準】	13	27	17	14	82.4
職員の不足、必要な資格がないなど	13	27	17	14	82.4
【設備に関する基準】	0	0	0	2	-
設備、居室、病室などの不備	0	0	0	2	-
【運営に関する基準】	10	13	12	129	1075.0
内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	1	0	-
サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	-
利用料の受領に関する不備	0	0	0	0	-
サービスの取り扱い方針の不備・ 不徹底など	7	10	0	1	-
運営規程の不備	0	0	3	0	-
勤務体制の確保が不十分など	1	2	5	11	220.0
重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	-
衛生管理が不十分	2	0	0	35	-
個人情報取扱の不備など	0	0	0	0	-
苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	-
事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	-
非常災害対策の不備	0	1	2	8	400.0
その他	0	0	1	74	7400.0
【介護給付費の算定及び取扱い】	1	8	10	18	180.0
【その他】	0	0	0	0	-
合 計	24	48	39	163	417.9

6. 文書指摘事項の具体的内容

(1) 介護保険施設の指摘事項

令和6年度の本県の指導監査対象であった介護保険施設は、介護老人福祉施設70、介護老人保健施設35、介護医療院7の計112施設であり、運営指導した施設数は42（運営指導率37.5%）です。

このうち文書指摘した事業所数は5（指摘率11.9%）です。

指摘件数は5件で、内訳は、運営に関する基準関係で3件、介護報酬の算定及び取扱い関係で2件となっています。

(2) 居宅サービス（介護予防を含む）事業所の指摘事項

令和6年度の本県の指導監査対象であった居宅サービス事業所は851事業所、介護予防サービス事業所は480事業所、合計1,331事業所であり、運営指導を行った事業所数は417（運営指導率31.3%）です。

このうち文書指摘した事業所数は85（指摘率20.4%）です。

指摘件数は158件で、内訳は、人員に関する基準関係で14件、設備に関する基準関係で2件、運営に関する基準関係で126件、介護給付費の算定及び取扱い関係で16件となっています。

文書指摘の主な内容は次のとおりです。

〔人員に関する基準〕

職員の不足、必要な資格がないなど

- ・常勤・専従の管理者が配置されていない。
- ・必要な数の福祉用具専門相談員が配置されていない。

〔運営に関する基準〕

衛生管理が不十分

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を行っていない。

虐待防止の対策が不十分

- ・指針が未整備である。
- ・委員会が開催されていない。
- ・研修が開催されていない。
- ・担当者が未設置である。

業務継続計画に係る対策が不十分

- ・計画が未策定である。
- ・研修・訓練が開催されていない。

〔介護報酬の算定及び取扱い〕

- ・事故防止のための職員研修が必要回数実施されていないが、安全管理体制未実施減算が行われていない。
- ・入浴介助加算算定に係る研修を未実施のまま、請求を行っている。

7 . 介護報酬の返還状況（直近10年間）

運営指導及び監査の結果、返還（過誤調整含む）指導したもの

	事業所数	介護報酬返還額 （千円）
27年度	20	10,301
28年度	12	7,503
29年度	11	11,494
30年度	7	11,328
R元年度	6	7,182
2年度	8	27,856
3年度	5	2,244
4年度	5	2,269
5年度	8	7,231
6年度	13	52,670
計	95	140,078

【参考】R 7 年度運営指導における減算・文書指摘の状況 （ 8 月末現在）

1 文書指摘件数 45 件 （ R 6 年度は 1 年間で 163 件）

2 主な文書指摘事項

(1)虐待の防止 （文書指摘数 17 件）

講じるべき措置：

委員会を定期的(年1回以上)に開催し、結果を従業者に周知徹底

指針の整備

研修を定期的(年1回以上、施設は年2回以上)に実施、

担当者の設置

- ・上記が講じられていない場合は、文書指摘に加え、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

福祉用具貸与は3年間の経過措置を設ける。特定福祉用具販売は除く

委員会及び研修については、運営指導時に未実施であっても当該年度中に定期的な開催・実施が確認できた場合、減算を求めておりませんが、R6.4.1の義務化から一定期間経過したことを踏まえ、令和8年度からは上記措置の1つでも講じられなければ減算とします。

(2)業務継続計画の策定等（文書指摘数 3 件）

講じるべき措置：

感染症及び災害に係る業務継続計画を策定し、従業者へ周知

研修・訓練を定期的(年1回以上、施設は年2回以上)に開催

必要に応じた見直し

- ・業務継続計画が策定されていない場合は文書指摘を行うとともに、以下のとおり減算する。

施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数

その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数

(3)感染症の予防及びまん延防止（文書指摘数 9 件）

講じるべき措置：

委員会をおおむね6月に1回（施設はおおむね3月に1回）以上開催し、

結果を従業者に周知・徹底

指針の整備

研修・訓練を定期的(年1回以上)に開催

- ・上記が講じられていない場合は文書指摘を行う。